

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 0 号
件 名	豊栄地区コミュニティ事業費 100%無制限補助を許し，平準化努力を怠る財務部長の資質について
要 旨	<p>新潟市北区豊栄地区地域振興事業補助金交付要綱第1条（趣旨）には，地域コミュニティが行う事業費用の全部（100%）を補助する規定がある。他地区の交付補助金は 60 万円が上限に規定されていることと比較すれば，豊栄地区の補助率には上限もない，極めて異常な補助金交付要綱といえる。そのため，所管長である財務部長宛て質問書（平成 24 年 10 月 30 日付）を提出，11 月 30 日付回答を受けたがその理由について，</p> <p>①合併時の豊栄市の補助率は 100%であった。          ②公的な課題解決を図る目的のため。          ③市民生活部コミュニティ支援課でも 100%が全区を対象にしている。</p> <p>との返答であるが，</p> <p>①平成 16 年度の豊栄地区コミュニティの補助率は 29%から 57%で，その平均実績は 38%であった。</p> <p>したがい，100%を可とする実効性の薄い要綱表示を全体地区の規則に合わせることは容易であり，公平性からも必須である。また，実績からしても 100%補助を撤回するに抵抗はあり得ないものと判断できる。</p> <p>②公的課題とは全区に等しい地域問題である。          ③他地区の補助金額は 60 万円以下で，無制限の豊栄地区と雲泥の差。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 24 年 12 月 7 日 総務常任委員会
受 理	平成 24 年 12 月 4 日 第 4 6 8 号

陳情第70号

平成 24 年度の豊栄地区事業予算は 27%から 46%であるが、1 団体のみ 78%の交付が決定され、合併から 8 年経過した現在でも、合併時に比して増幅の実情は、縮減努力皆無、公平性没却の篠田昭格差市政と批判される。

行政を担う地方公共団体の基本である平等原則が破壊され、その修復意力のない放漫な自治体は、偽計威力業務妨害罪で告発された反省のない「新潟東港横土居地域対策協議会」負担金事業に継承されるもので、その不正と怠慢の職員資質は現在の住民訴訟事件「コミュニティ木崎村」に達している。